## 12章 認定基準に適合していることの説明

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準	意義及び目標に関する事項	「1.中心市街地の活性化に関する基本的な
基本方針に適合		方針」の[6]中心市街地活性化の方針及び
するものである		「3.中心市街地の活性化の目標」に記載
こと		
	認定の手続	「9.4から8までに掲げる事業及び措置の
		総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に	「2.中心市街地の位置及び区域」に記載
	関する基本的な事項	
	4から8までの事業及び措置	「9.4から8までに掲げる事業及び措置の
	の総合的かつ一体的推進に関	総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	する基本的な事項	
	中で土谷畑(アル)ナフザ(土)株分	「10 中)十年申によりより初十級公の佐年の
	中心市街地における都市機能の集積の保護な図えための世	「10. 中心市街地における都市機能の集積の
	の集積の促進を図るための措 置に関する基本的な事項	促進を図るための措置に関する事項」に記載
		「11 スの仲中と士徳地の江州ルのために立
	その他中心市街地の活性化に	「11. その他中心市街地の活性化のために必
	関する重要な事項	要な事項」に記載
第2号基準	中心市街地の活性化を実現す	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事
基本計画の実施	るために必要な4から8まで	業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供す
が中心市街地の	の事業等が記載されているこ	る施設の整備その他の市街地の整備改善のた
活性化の実現に	٤	めの事業に関する事項」~「8.4から7ま
相当程度寄与す		でに掲げる事業及び措置と一体的に推進する
るものであると		事業に関する事項」に記載
認められること		
	基本計画の実施が中心市街地	「3.中心市街地活性化の目標」に記載
	の活性化の実現に相当程度寄	
	与するものであることが合理	
	的に説明されていること	
第3号基準	事業の主体が特定されている	事業ごとに掲載した「実施主体」に記載
基本計画が円滑	か、又は、特定される見込み	
かつ確実に実施	が高いこと	
されると見込ま	事業の実施スケジュールが明	事業ごとに掲載した「実施時期」に記載
れるものである	確であること	
こと		